

運転技能自動評価システム（o b j e t）受診料助成金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、一般社団法人千葉県トラック協会（以下「千ト協」という。）の会員事業者（以下「事業者」という。）が、助成対象機関（以下「対象機関」という。）において、運転技能自動評価システム（o b j e t）（以下「オブジェ」という。）を受診した場合、受診費用の一部を助成することとし、事業者の安全性に対する取組みを促進し、運転者等が職務に対する理解を深め、安全運転を習熟するために学習することにより、交通事故防止に資することを目的とする。

（助成対象者）

第2条 助成対象者は、会費の未納のない事業者とする。

（助成対象）

第3条 助成対象は、当該年度4月1日から3月末日までに、千葉県内の営業所に勤務する運転者等が受診するオブジェで、第4条に定める対象機関で受診するものに限る。

（対象機関）

第4条 対象機関は、別表に定めるオブジェ診断実施機関とする。

2. 別表に定めた対象機関以外は、条件等を確認した後、別途対象機関とすることができる。

（助成金額及び助成上限人数）

第5条 助成金額は、1名当たり2,300円とする。

助成上限人数は一事業者当たり、被牽引車を除く、当該年度上期の会費請求台数までとし、上限を20名とする。

（助成金の交付申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする事業者は、対象機関へ助成金額を差し引いた額を支払うこととする。

但し、千ト協は当該年度の予算に達した時点で予告なく終了する。

（助成金の交付）

第7条 千ト協は、対象機関から受診者の報告があった場合は、その内容を審査し、妥当と認められる場合には、助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第8条 千ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- 1) この要綱その他千ト協が定める事項に違反したとき
- 2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
2. 前項により返還を命じられた事業者については、千ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、受付を行わないものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほかに、その運用に関して必要がある場合には、会長が別に定めるものとする。

(附則) 本要綱は、平成27年4月1日より実施する。

(一部変更) 本要綱は、平成28年4月1日より実施する。

(一部変更) 本要綱は、平成29年4月1日より実施する。

(一部変更) 本要綱は、平成30年4月1日より実施する。

(一部変更) 本要綱は、2019年4月1日より実施する。

(一部変更) 本要綱は、令和2年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、令和3年4月1日より実施する。

【別表】対象機関一覧

(令和3年4月1日 現在)

	対象機関名	所在地
1	株式会社 大佐和自動車教習所	富津市千種新田88
2	株式会社 東洋モータースクール	八千代市村上654-1
3	株式会社 海上中央自動車教習所	旭市蛇園2864